

東京天使病院臨床研究部職員採用規定

2022年11月1作成

(資格)

第1条

臨床研究部研究員の資格は、当法人に所属する常勤職員、非常勤職員とする。

(募集)

第2条

研究員の募集は、院内に掲示し、広く周知する。

- 2 所属長は良い研究発表を行っている部下を推薦できる。

(採用)

第3条

履歴書、研究業績など必要書類を提出し、臨床研究部長の面接に合格したもの

- 2 面接時の採用基準は以下のどれかを満たすこととする。
 - 1 直近2年で論文が1編以上ある者
 - 2 科研費を持っている者
 - 3 研究成果を発表する意欲を持つ者

(任期)

第4条

研究員の任期は1年とし、問題がなければ、継続採用とする。

(解任)

第5条

2年に1編の論文発表がないなど研究成果が出せないものは、臨床研究部長の判断で研究員の職を解くことができる。

- 2 解任に不服のある場合は、運営委員会で申し開きを行い、委員の過半数が認めた場合は、解任を免れる。

(定員)

第6条

定員は臨床研究部が安定的に予算配分でき、毎年20%以上のものが、論文発表ができる条件を満たせるよう10人以下とする。